議事要旨(3)工事契約専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、「工事契約に関する会計基準（案)」及び同適用指針（案）に寄せられたコメントと事務局の対応案について審議いただきたい旨が説明され、引き続き、吉田専門研究員より、寄せられたコメント及び対応案についての説明がなされた。

説明の後、委員からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

・ 事後的に成果の確実性が喪失した場合に、進行基準から完成基準に変更することは、正しい方法から正しい方法への変更であるため、結果的に会計方針の変更にならないのかという指摘があった。これに対し、新しい会計基準では、進行基準、完成基準を採用する条件が決まっており、会計事実が変更したためにこの条件に則して適用する基準が変更になった場合には、会計方針の変更に当たらないのではないかとの説明があった。

以　上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。